

平成 29 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（労働・子育てWG関係）

- ① Ⅲ-1-2 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること P 1
- ② Ⅲ-3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと P 3
- ③ Ⅳ-2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること P 5
- ④ Ⅴ-3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること P11
- ⑤ Ⅵ-2-1 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること P12

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅲ-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------------------|----------------------------|---|-------------------------------|--|---|--------------------------|---|
| 施策目標名(政策体系上の位置付け) 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援すること(施策目標Ⅲ-1-2) 基本目標Ⅲ:「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上を図ること 施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること | | 担当 部局名 労働基準局賃金課 | 作成責任者名 賃金課長 増田嗣郎 | | | | | | |
| 施策の概要 「ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)」、「経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)」及び「日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)」を踏まえ、最低賃金については、年率3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均が1000円となることを目指し、最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援を図るもの。 | | | | | | | | | |
| 施策実現のための背景・課題 1 現在、最低賃金を年率3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均1000円を目指すこととしており、そのため中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図る必要がある。 | | | | | | | | | |
| 各課題に対応した達成目標 | | 達成目標/課題との対応関係 | | 達成目標の設定理由 | | | | | |
| 目標1 (課題1) | | 中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。 | | 最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。 | | | | | |
| 達成目標1について | | | | | | | | | |
| 測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標 | | 基準値 基準年度 | 目標値 目標年度 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | |
| | | | | 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度 | | | | | |
| 1 | 最低賃金総合相談支援センターの相談件数 | 6134件 27年度 | 11000件 29年度 | 11000件 | - | - | - | - | 賃金引上げに向けて生産性の向上等に取り組む中小企業を対象に、最低賃金総合相談支援センターにおける経営・労務管理の改善等に関する相談を行うことで、中小企業が抱える課題の改善に資するため指標として選定した。目標値は、過去の実績から設定した。 |
| 2 | 業務改善助成金の支給決定件数 | 343件 27年度 | 700件 29年度 | 700件 | - | - | - | - | 業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。目標値は、過去の実績から設定した。 |
| 3 | 業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場の最低時間給以外の労働者について、賃金引上げを行った割合 | 81% 27年度 | 80% 29年度 | 80% | - | - | - | - | 業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場で最も低い賃金で働く労働者(時間給1000円未満(30円コースを受給した事業場は750円未満、40円コースを受給した事業場は800円未満)の労働者)に対する賃金引上げの影響を図ることができるため指標として選定した。目標値は、過去の実績から設定した。 |
| 4 | 業種別中小企業団体助成金の応募件数 | 6件 27年度 | 9件 29年度 | 9件 | - | - | - | - | 業種別中小企業団体助成金の応募件数により、業界として生産性向上を図るための取組を行おうとする事業主団体の数を図ることができるため指標として選定した。目標値は過去の実績及び予算規模から設定した。 |
| (参考)指標 | | | | 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度 | | | | | |
| 達成手段1 | | 補正後予算額(執行額) 27年度 28年度 | 29年度 当初 予算額 | 関連する 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | | | 平成29年行政事業レビュー事業番号 | |
| (1) | 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 | 2314百万円 (748百万円) | 4028百万円 (-) | 1199百万円 | 1, 2 | ①専門家派遣・相談等支援事業 中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談や専門家派遣に応じるため、すべての都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと、相談内容に応じた専門家の派遣を行う。 ②業務改善助成事業 事業場内最低賃金が1000円未満の中小企業事業者のうち、生産性向上のための設備導入等により、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する。 ③業種別中小企業団体助成事業 傘下企業の賃金引上げを目的として、販路拡大のための市場調査、新たなビジネスモデル開発など生産性向上のための取組を行う業種別中小企業団体に対し、その所要経費を助成する。 | | | |

| 施策の予算額・執行額 | 区分 | | 28年度 | 29年度 | 30年度要求額 | 政策評価実施予定 時期(評価予定表) | 平成30年度 | |
|-----------------------------------|---------------------|-------------|---------------|--|---------|-----------------------|--------|--|
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 1,099,350 | 1,198,700 | | | | |
| | | 補正予算(b) | 2,928,850 | — | | | | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | — | | | | |
| | | 合計(d=a+b+c) | 4,028,200 | 1,198,700 | | | | |
| | 執行額(千円、e) | | — | | | | | |
| 執行率(%、e/d) | | — | | | | | | |
| 関連税制 | | | | | | | | |
| 施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称 | | 年月日 | 関係部分(概要・記載箇所) | | | | |
| | ○ニッポン一億総活躍プラン | | 平成28年6月2日閣議決定 | 最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。 | | | | |
| | ○経済財政運営と改革の基本方針2016 | | 平成28年6月2日閣議決定 | 最低賃金については、年率3%程度を目標として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援等の環境整備を進める。 | | | | |
| | ○日本再興戦略2016 | | 平成28年6月2日閣議決定 | 全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目標として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。 | | | | |

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅲ-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| | | | | | | | |
|--|--|--------------------------|--------------------------------------|--|---|---|---------------------------------|
| <p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p> | <p>被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと(施策目標Ⅲ-3-1) 基本目標Ⅲ:「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上を図ること 政策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること</p> | <p>担当 部署名</p> | <p>労働基準局補償課 政策統括官(統計・情報政策担当)</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>補償課長 三浦 宏二 参事官(雇用・賃金福祉統計担当) 石原 典明 賃金福祉統計官 井嶋 俊幸</p> | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第1条(目的)により、労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うこととされている。</p> | | | | | | |
| <p>施策実現のための背景・課題</p> | <p>1 労災保険給付の新規受給者数については、依然として60万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、労災請求件数は2,100件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。</p> | | | | | | |
| <p>各課題に対応した達成目標</p> | <p>達成目標/課題との対応関係</p> | | | <p>達成目標の設定理由</p> | | | |
| <p>目標1 (課題1)</p> | <p>労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮</p> | | | <p>被災労働者等の迅速な保護を実現するためには、保険給付の請求から決定までの期間を短縮する必要があるため。</p> | | | |
| <p>達成目標1について</p> | | | | | | | |
| <p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p> | <p>基準値</p> | <p>基準年度</p> | <p>目標値</p> | <p>目標年度</p> | <p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | |
| <p>1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数(アウトプット)</p> | <p>P</p> | <p>平成28年度(P)</p> | <p>P</p> | <p>平成33年度(P)</p> | <p>前年度以下 前年度以下 前年度以下 前年度以下 前年度以下</p> | <p>労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、目標処理日数を前年度以下とすることとした。</p> | |
| <p>② 精神障害事案の請求から決定までの所要日数(アウトプット)</p> | <p>P</p> | <p>平成28年度(P)</p> | <p>P</p> | <p>平成33年度(P)</p> | <p>215日 210日 205日 200日 195日</p> | <p>労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(精神障害事案)について、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成33年度の目標処理日数を平成28年度実績(○日)から約10%減として、各年度の数値を設定した。</p> | |
| <p>(参考)指標</p> | | | | | <p>29年度 30年度 31年度 32年度 33年度</p> | | |
| <p>3</p> | | | | | | | |
| <p>達成手段1</p> | <p>補正後予算額(執行額)</p> | <p>27年度</p> | <p>28年度</p> | <p>29年度当初予算額</p> | <p>関連する指標番号</p> | <p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p> | <p>平成29年行政事業レビュー事業番号</p> |
| <p>(1) 労災保険給付に必要な経費(昭和22年度)</p> | <p>773,444 百万円 (739,968 百万円)</p> | <p>767,863 百万円</p> | <p>765,344 百万円</p> | <p>1, 2</p> | <p>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行う。</p> | | |
| <p>(2) 職務上年金給付等交付金に必要な経費(平成21年度)</p> | <p>6,053 百万円 (6,053百 万円)</p> | <p>5,798 百万円</p> | <p>5,521 百万円</p> | <p>—</p> | <p>船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日に労災保険に統合されたが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行っている。また、こうした給付等に要する保険料財源は船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用と保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交付している。</p> | | |
| <p>(3) 労災保険給付業務に必要な経費(昭和31年度)</p> | <p>15,034 百万円 (14,727百 万円)</p> | <p>18,573 百万円</p> | <p>20,488 百万円</p> | <p>1, 2</p> | <p>被災労働者等に対する労災保険給付を行うための必要な業務(業務上外の認定のための調査等、労災行政情報管理システムの買貸借等)を行う。</p> | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------|--------------------|------------------|-------|-------------|---|---|---------------|-------------------|--------|
| | (4) | 労働災害動向調査費(昭和27年度) | 16百万円 (16百万円) | 16百万円 | 16百万円 | — | ・事業所調査 30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 ・総合工事業調査 総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため半期ごとに調査し、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表を行う。 | | | |
| | (5) | 労働安全衛生調査費(昭和41年度) | 17百万円 (14百万円) | 17百万円 | 17百万円 | — | 無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象として、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止に対する意識等を把握するため、調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。 | | | |
| | (6) | 労働行政情報化推進費(平成29年度) | | | 115百万円 | — | 労災保険の財政収支の維持改善に資するため、毎月勤労統計調査の回収率向上に必要な事業を実施する(労災保険の休業(補償)給付等の額に影響を与える毎月勤労統計調査結果の精度向上を図る。) ・調査対象事業所への説明対応 調査方法の見直し(調査対象事業所の一部を毎年入れ替えるローテーション方式に変更)による回収率の低下を防ぐための事業所説明会等を実施。 ・回収率の向上対応 統計調査員による大規模事業所(事業所規模30人以上)訪問及びオンライン化指導員によるオンライン化の普及・促進を実施。 | | | |
| 施策の予算額・執行額 | 区分 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度要求額 | | 政策評価実施予定時期(評価予定表) | 平成30年度 |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 800,689,216 | | 799,525,253 | | | | | |
| | | 補正予算(b) | 0 | | | | | | | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | | | | | | | |
| | | 合計(d=a+b+c) | 800,689,216 | | | | | | | |
| | 執行額(千円、e) | | | | | | | | | |
| 執行率(%、e/d) | | | | | | | | | | |
| 関連税制 | | | | | | | | | | |
| 施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称 | | | | 年月日 | | | 関係部分(概要・記載箇所) | | |
| | | | | | | | | | | |

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(IV-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| | | | | | | | |
|---|---|--|--------------------------|--|--|---|---|
| <p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p> | <p>地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(施策目標IV-2-1)</p> | | <p>担当 部署名</p> | <p>職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課 労働移動支援室 建設・港湾対策室</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>雇用開発企画課長 北條 憲一 労働移動支援室長 伊達 浩二 建設・港湾対策室長 谷 直樹</p> | |
| <p>施策の概要</p> | <p>本施策は、以下4点のことを推進するために実施しています。 ①雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること ②中小企業等の雇用管理の改善を支援すること ③事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所における失業者の発生を予防すること ④離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること</p> <p>【根拠法令】 人材確保等支援助成金…雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第118条 雇用調整助成金…雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金…雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)…雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5 建設労働者確保育成助成金…雇用保険法第62条第1項第5号及び同法第63条第1項第7号並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項 港湾労働者就労確保支援事業…雇用保険法第62条第1項第5号</p> | | | | | | |
| <p>施策実現のための背景・課題</p> | <p>1</p> | <p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、雇用機会の創出、雇用の安定等を図る必要がある。</p> | | | | | |
| <p>各課題に対応した達成目標</p> | <p>達成目標/課題との対応関係</p> | | | <p>達成目標の設定理由</p> | | | |
| | <p>目標1 (課題1)</p> | <p>(1)中小企業等に向けた雇用管理改善等に係る支援、(2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進、(3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進、(4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等といった諸施策を講じること。</p> | | | <p>働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> | | |
| <p>達成目標1について</p> | | | | | | | |
| <p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p> | <p>基準値</p> | <p>基準年度</p> | <p>目標値</p> | <p>目標年度</p> | <p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p> | | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> |
| <p>① 職場定着支援助成金に係る ①中小企業団体助成コースの支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均 ②雇用管理制度助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率 ③介護福祉機器助成コースの支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率 ④保育労働者雇用管理制度助成コースの制度整備助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率 ⑤介護労働者雇用管理制度助成コースの制度整備助成の支給を受けた事業主の事業所における支給後6ヶ月後の労働者の定着率(アウトカム)</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>検討中</p> | <p>平成29年度</p> | <p>29年度 30年度 31年度 32年度 33年度</p> | | <p>【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である職場定着支援助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。</p> <p>【目標値の設定の根拠】 ①本助成金(中小企業団体助成コース)の活用により、構成中小企業者の労働環境の向上が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均が、ローワークにおける求人充足率を一定程度を上回ることを目標とした。 ②③④⑤本助成金コースを活用した事業主の事業所における雇用管理の改善が図られたかを確認するため、労働者の定着率を目標とした。</p> <p>※上記を想定しているが、平成29年度測定指標及び目標値については、平成28年度実績を基にしつつ、平成29年度二事業懇談会にて決定する。</p> <p>※第3期基本計画(平成24～28年度)時の目標値:①35%以上、②87.6%以上、③93.9%以上、⑤83.5%以上 平成28年度目標値:①35%以上、②87.6%以上、③93.9%以上、⑤83.5%以上 注)④の助成コースについては、平成28年度第2次補正予算で新設したため、平成28年度目標値は設定されていない。</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---|-----|--------|--------|------|------|------|------|---|
| 2 | 4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率(アウトカム) | - | - | 検討中 | 平成29年度 | 検討中 | - | - | - | - | <p>【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である雇用調整助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。</p> <p>【目標値の設定の根拠】 対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持率を目標値に設定する。</p> <p>※上記を想定しているが、平成29年度測定指標及び目標値については、平成28年度実績を基にしつつ、平成29年度二事業懇談会にて決定する。</p> <p>※第3期基本計画(平成24～28年度)時の目標値:90%以上 平成28年度目標値:90%以上</p> |
| 3 | 再就職支援奨励金の対象となった者のうち3ヶ月以内で再就職を果たした者の割合(平成26年度以降)(アウトカム) | - | - | 検討中 | 平成29年度 | 検討中 | - | - | - | - | <p>【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。</p> <p>【目標値の設定の根拠】 再就職支援奨励金は、再就職援助計画の対象となった者等が円滑に再就職を果たし、失業なき労働移動を実現することを目的としていることから、支給対象となる離職後6か月(45歳以上は9ヶ月)以内の再就職を実現した者に対する3か月以内の早期就職者の割合を目標値とした。平成29年度の目標値については、平成28年度の実績を踏まえ設定。</p> <p>※上記を想定しているが、平成29年度測定指標及び目標値については、平成28年度実績を基にしつつ、平成29年度二事業懇談会にて決定する。</p> <p>※第3期基本計画(平成24～28年度)時の目標値:50%以上 平成28年度目標値:50%以上</p> |
| 4 | (公財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率(アウトカム) | - | - | 検討中 | 平成29年度 | 検討中 | - | - | - | - | <p>【測定指標の選定理由】 施策目標の達成手段である産業雇用安定センターの支援による企業間の出向・移籍の成立率が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため。</p> <p>【目標値の設定の根拠】 平成29年度の目標値については、過去5年間の平均成立率を踏まえ設定。</p> <p>※上記を想定しているが、平成29年度測定指標及び目標値については、平成28年度実績を基にしつつ、平成29年度二事業懇談会にて決定する。</p> <p>※第3期基本計画(平成24～28年度)時の目標値:60%以上 平成28年度目標値:61%以上</p> |
| 5 | 建設労働者確保育成助成金利用者から、本助成措置があったことにより教育訓練や若年労働者の確保・育成に資する取組を実施したとする評価を受ける割合(アウトカム) | - | - | 検討中 | 平成29年度 | 検討中 | - | - | - | - | <p>施策目標の達成手段である建設労働者確保育成助成金の目標が達成されているかを測定することが、施策目標の達成状況を測定するために妥当であるため、本事業により、建設労働者の技能の向上の推進又は若年労働者の確保・育成に資する取組が促されたかについて、過去の実績を踏まえて目標を設定する。</p> <p>※上記を想定しているが、平成29年度測定指標及び目標値については、平成28年度実績を基にしつつ、平成29年度二事業懇談会にて決定する。</p> <p>※第3期基本計画(平成24～28年度)時の目標値:95%以上 平成28年度目標値:95%以上</p> |
| 6 | 港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合(アウトカム) | - | - | 検討中 | 平成29年度 | 検討中 | - | - | - | - | <p>港湾労働者派遣事業における求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、本事業の効果的な活用を通して港湾労働者の雇用の安定を図ることを目的としているため指標として選定し、平成29年度目標値については過去の実績を踏まえ設定する。</p> <p>※上記を想定しているが、平成29年度測定指標及び目標値については、平成28年度実績を基にしつつ、平成29年度二事業懇談会にて決定する。</p> <p>※第3期基本計画(平成24～28年度)時の目標値:83%以上 平成28年度目標値:83%以上</p> |
| (参考)指標 | | | | | | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | |
| 7 | 雇用調整助成金の予算額・執行額(執行額については括弧書きで記入) | | | | | 79.5億円 | - | - | - | - | |

| 達成手段1 | | 補正後予算額(執行額) | | 29年度 当初 予算額 | 関連する 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | 平成29年行政事業レビュー事業番号 |
|-------|-------------------------------------|---------------------|----------------|-------------------|--------------|---|-------------------|
| | | 27年度 | 28年度 | | | | |
| (1) | 沖縄離職者雇用対策費 (昭和47年度) | 0.03億円 (0.01億円) | 0.02億円 (P) | 0.02億円 | — | 若年者の雇用失業情勢の改善を図るため、高校生等を対象とした合同就職面接会、県外就職情報の提供等の実施、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。 沖縄離職者雇用対策を実施することにより、沖縄県外への就職希望者や高校生等の就職の促進がなされるとともに、沖縄失業者求職手帳所持者の再就職が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (2) | 雇用調整助成金 (昭和56年度) | 192.7億円 (46.9億円) | 82.6億円 (P) | 79.5億円 | 2 | 景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。休業を行った事業主に対しては、休業に係る手当相当額について、助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。教育訓練の場合は、教育訓練に係る賃金相当額の助成率(大企業1/2、中小企業2/3)に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円を加算する。 出向については出向元事業主が負担した賃金相当額について助成率(大企業1/2、中小企業2/3)を乗じて得た額の助成を行う。 ※平成25年度より中小企業緊急雇用安定助成金と統合 景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において実施される、休業等による雇用維持を支援することで、これらの事業所の従業員の失業が予防され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (3) | 労働移動支援助成金 (平成13年) | 349.4億円 (23.2億円) | 132.0億円 (P) | 96.7億円 | 3 | ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主に対して助成(再就職支援コース)。 ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇い入れた事業主に対して助成(早期雇入れ支援コース) ・事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇い入れ、訓練(Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT)を行った事業主に対して助成(人材育成支援コース) ・移籍により労働者を期間の定めのない労働者として受け入れ、訓練(Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT)を行った事業主に対して助成(移籍人材育成支援コース) ・中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の向上または②45歳以上を初めて雇用)し生産性を向上させた事業主に対して助成(中途採用拡大コース) 労働移動支援助成金により、離職を余儀なくされる労働者に対する再就職支援や受け入れ企業に対する支援が実施されることで、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (4) | 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) (平成25年度) | 143.8億円 (99.2億円) | 66.4億円 (P) | 42.7億円 | — | 雇用開発促進地域(※1)及びその他の雇用開発が必要な地域(※2)内で事業所の設置・整備を行い、当該地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成(1年ごとに3回の支給)。 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)により、雇用開発促進地域内等で事業所の設置又は整備を行う事業主による地域求職者等の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 ※1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域であって都道府県が策定する「地域雇用開発計画」に定められた地域(厚生労働大臣の同意が必要) ※2 人口の減少又は地理的条件により事業所の設置・整備が特に困難であるため雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって厚生労働大臣が指定する地域(過疎等雇用改善地域)並びに特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島(特定有人国境離島地域等) | |
| (5) | 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) (平成19年度) | 5.8億円 (1.6億円) | 2.8億円 (P) | 2.4億円 | — | 沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、当該雇用した者に支払った賃金に相当する額の一定割合を1年間(雇い入れた求職者の定着が特に優良であるなどの場合は、2年間)助成する(6ヶ月ごとに支給)。また、若年求職者に加え沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業の事業主については、当該新規学卒者に支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)により、沖縄県内に事業所を設置又は整備した事業主による沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の雇い入れが促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (6) | 通年雇用奨励金 (昭和43年度) | 53.3億円 (53.3億円) | 60.8億円 (P) | 59.2億円 | — | 北海道、東北地方等の気象条件の厳しい積雪寒冷地(13道県)において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して、対象期間(12月16日～3月15日)に支払った賃金を3年間助成(助成率:1年目2/3、2年目以降1/2)するほか、その雇用する労働者について休業により一時的な雇用調整を行う場合に必要な経費の一部(休業助成)、新分野に進出するための施設整備に要した経費の一部(新分野進出助成)又は民間訓練機関等への委託による講習等を受講する上での必要な経費の一部(職業訓練助成)について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進するものである。 通年雇用奨励金により、季節的業務に就く者(季節労働者)の通年雇用が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (7) | 産業雇用安定センター運営費 (昭和62年度) | 31.8億円 (29.5億円) | 34.7億円 (P) | 37.7億円 | 4 | 出向等による円滑な労働移動を推進するため、以下の事業を実施。 ①出向等による労働力の移動の希望、受け入れ可能性等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等 ②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供 産業雇用安定センターの活動により出向・移籍のマッチングが円滑に行われ、失業なき労働移動が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (8) | 沖縄早期離職者定着支援事業 (平成20年度) | 0.2億円 (0.1億円) | 0.2億円 (P) | 0.2億円 | — | 沖縄県内で特に若年者の離職率が高く、職場定着に課題を有する業種の業界団体等を対象に、若年者の職場定着に有効な仕組み(業界内の資格制度やメンター制度、人事評価制度等)の導入、定着させることを内容とするセミナーやコンサルティング等のサポート業務を、ノウハウを有する民間企業に委託する。 沖縄早期離職者定着支援事業の実施により、沖縄県内の若年者の職場定着が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (9) | 実践型地域雇用創造事業 (平成24年度) | 58.6億円 (36.9億円) | 47.5億円 (P) | 35.4億円 | — | 地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められる事業をコンテスト方式により選抜し、実施する。 実践型地域雇用創造事業により、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援することで、雇用創造効果が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (10) | 季節労働者通年雇用促進等事業費 (平成19年度) | 9.8億円 (8.9億円) | 9.7億円 (P) | 9.0億円 | — | 季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、通年雇用の効果が高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するほか、季節労働者に対し、ハローワークが提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した就労支援を行う。 季節労働者通年雇用促進等事業により、季節労働者の通年雇用化が図られることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |
| (11) | 地方就職希望者活性化事業費 (平成21年度) | 3.7億円 (3.6億円) | 6.2億円 (P) | 5.6億円 | — | 地方就職を就職活動の選択肢のひとつとして普及させるとともに、地方就職を希望する者を支援するため、以下の事業を実施する。 ①東京圏・大阪圏の若年者等に対して、地方就職に役立つ情報等の提供、セミナー等の実施により、潜在的な地方就職希望者を掘り起こし、潜在層には地方自治体等の実施する就労体験事業等に送り出すことにより地方就職の動機付けを行った上で、ハローワークへ誘導する。 ②品川・難波のハローワーク等に地方就職支援コーナーを設置するとともに、都市部・地方の新卒応援ハローワーク等に就職支援コーディネーター等を配置し、地方就職希望者へのきめ細かな支援を行う。また都市部・地方の労働局が連携し、都市部において合同就職面接会を開催する等、ハローワークの全国ネットワークを活用した地方就職の実現を図る。 地方就職希望者活性化事業を実施することにより、東京圏・大阪圏においてUターンを希望する者の雇用(地域雇用)が促進されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 | |

| | | | | | | |
|------|--------------------------------|--------------------|------------------|--------|---|---|
| (12) | 建設労働者雇用安定支援事業 (平成16年度) | 1.3億円 (0.3億円) | 1.3億円 (P) | 1.2億円 | — | 長年にわたる建設投資の減少等により雇用の不安定化や労働条件の低下が懸念されていることから、適切な雇用管理が行われるよう能力の向上等を支援する事により、雇用の改善や雇用機会の確保を図る。 |
| (13) | 港湾労働者就労確保支援事業 (平成11年度) | 0.9億円 (0.9億円) | 0.9億円 (P) | 0.9億円 | — | ①港湾労働者に対する各種講習 ②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助 我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図る。 |
| (14) | 港湾労働者派遣事業対策費 (平成12年度) | 2.4億円 (2.4億円) | 2.4億円 (P) | 2.4億円 | 6 | ①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助) 港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。 |
| (15) | 船員雇用促進対策事業費補助金 (平成21年度) | 0.9億円 (0.9億円) | 0.9億円 (P) | 0.9億円 | — | 技能訓練事業 (公財)日本船員雇用促進センターが雇用船員に対して行う技能訓練事業に対して補助を行うもの。 ①船舶職員養成訓練 ②タンカー研修 ③無線関係養成訓練 ④免許講習 船員の雇用の促進と安定を図る事業を行うことを目的とする(公財)日本船員雇用促進センターに対し、雇用船員の知識又は技能の習得及び向上を図るための訓練に必要な技能訓練を実施する事業に対し補助を行う。 |
| (16) | 介護労働者雇用改善援助事業等交付金事業 (平成4年度) | 3.8億円 (3.8億円) | 3.8億円 (3.8億円) | 4.9億円 | — | 本事業は介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、指定された(公財)介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務(介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助、介護労働の実態等の把握)を実施するための費用を交付するものである。 介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 |
| (17) | 雇用安定化支援事業 (平成21年度) | 30.6億円 (28.5億円) | 13.1億円 (P) | 11.0億円 | — | 全国の労働局、公共職業安定所に事業主支援アドバイザー、助成金支給申請相談員を配置する等、窓口体制の整備を行うことにより、助成金についての相談対応、実施計画及び支給申請の受理、支給申請に係る審査及び支給決定等の業務支援を行い、事業主等の利便性の向上及び支給の迅速化を図るもの。 雇用調整助成金等の相談、支給申請がつかないほど急増する中、助成金支給申請窓口において、事業主を長時間待たせることがないよう、また、支給申請受付から支給決定までの処理時間の短縮を図るべく、業務処理体制を強化する。 |
| (18) | 雇用促進融資業務 (昭和37年度) | 1.6億円 (1.6億円) | 1.1億円 (1.1億円) | 0.6億円 | — | 財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する雇用保険の中小事業主等に対して、融資を行ってきたが、平成14年度から新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収及び財政融資資金への償還のみを暫定的に実施しているところ。中小企業を支援するという政策目的から、財政融資資金からの借入金利を下回る金利で貸し付ける場合があったことなどから生じる「逆ざや」や、債権回収・保全等に係る経費の一部を補填しているところである。 本事業を実施することにより、社宅等雇用環境整備の支援を通じ、中小企業における労働力の確保を図る。 |
| (19) | 介護雇用管理改善等対策費 (平成23年度) | 0.6億円 (0.4億円) | 5.5億円 (P) | 8.3億円 | — | ・介護事業所における雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般についての講習を実施する。 ・介護ロボットの導入やICTを活用したペーパーレス化などを組み合わせた先進的な雇用管理の取組を行っている介護事業所における雇用管理改善に関する課題や好事例の把握などのモデル調査及びコンサルティングや、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみでの雇用管理改善の取組への支援等を実施する。 以上の事業を通じ、介護労働者の雇用管理改善が促進されることにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 |
| (20) | 農林漁業就職総合支援事業 (平成25年度) | 7.8億円 (7億円) | 7.4億円 (P) | 7.2億円 | — | ・都道府県労働局に相談員を配置し、農林水産省等関係機関と連携しつつ、求人情報や各種関連情報の収集・管下ハローワークへの情報提供、合同就職面接会等を実施するとともに、農林漁業が盛んなハローワーク等に農林漁業就職支援コーナーを設置し、専門的な情報を提供。 また、出稼労働者について、地元における安定した就労を促進しつつ、やむを得ず出稼就労する者に対しては職業相談員による職業相談を実施するとともに、受入事業所の指導等を実施。 ・農林業への就業・職場定着を促進するため、農業法人や林業事業体に対する雇用管理改善に関する相談・助言等を行うとともに、林業就業希望者に対し、林業就業に係る基本的知識の付与や実習を行う林業就業支援講習を実施。 本事業の実施により、農林漁業への就業を希望する者の就業と職場定着が促進され農林業等の労働力が確保されることから、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。 |
| (21) | 建設労働者確保育成助成金 (平成25年度) | 51.5億円 (72億円) | 50.5億円 (P) | 49.6億円 | 5 | 「若年労働者及び女性労働者の確保・育成」や「技能継承」のための事業を行う中小建設事業主等に対し、当該事業等に要した経費の助成を行うことにより、建設労働者の能力開発や雇用の安定を図る。 |

| | | | | | | | |
|------|--|--------------------|---------------|---------|---|--|--|
| (22) | 職場定着支援助成金 (平成25年度) | 48.4億円 (48.4億円) | 61.0億円 (P) | 108.0億円 | 1 | <p>(中小企業団体助成コース) 改善計画の認定を受けた中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給する。 (雇用管理制度助成コース) 事業主が、就業規則・労働協約を変更することにより以下の雇用管理制度を新たに導入・実施した場合及び雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。 【制度導入助成】 ・評価・処遇制度(10万円)・研修体系制度(10万円)・健康づくり制度(10万円)・メンター制度(10万円)・短時間正社員制度(10万円)※保育事業主のみ 【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)) (介護福祉機器助成コース) 介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器を導入した場合及び介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。 【機器導入助成】 ・導入費用の25%(上限150万円) 【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%、上限150万円)) (保育労働者雇用管理制度助成コース) 保育事業主が、賃金制度を整備した場合及びその従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。 【制度整備助成】 ・賃金制度の整備(50万円) 【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)) ・計画終了3年後の離職率低下目標の達成(85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)) (介護労働者雇用管理制度助成コース) 介護事業主が、賃金制度を整備した場合及びその従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。 【制度導入助成】 ・賃金制度の整備(50万円) 【目標達成助成】 ・計画終了1年後の離職率低下目標の達成(57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)) ・計画終了3年後の離職率低下目標の達成(85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)) 以上の助成により、中小企業等における雇用管理改善が促進され、「魅力ある職場づくり」につながることで、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p> | |
| (23) | 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業 (平成27年度) | 11.0億円 (6.8億円) | 9.6億円 (一) | 6.0億円 | — | <p>○モデル調査コース(コンサルティング会社に委託) 事業主が取り組むべき雇用管理の内容が明確となっていない分野を対象に、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施する。 このコンサルティングの過程で得られたモデル取組事例について、その導入効果やノウハウ等の検証・分析を行い、分野ごとの特性を踏まえた効果的な雇用管理改善方を整理し、これを普及・啓発する。 ○啓発実践コース(都道府県単位の業界団体に委託) 建設分野を対象に、雇用管理改善の実践段階に課題を抱える事業主に対し、雇用管理改善等アドバイザーによる相談支援を行い、雇用管理改善の実践を促進する。 以上の事業を通じ、人材不足となっている分野における雇用管理改善及び人材の確保が促進されることにより、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p> | |
| (24) | 働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業 (平成28年度) | - | 0.6億円 (一) | 0.5億円 | — | <p>働きやすく生産性の高い企業・職場表彰を創設し、労働生産性の向上と雇用確保・雇用環境の改善を両立させる取組事例を収集、優良な取組には厚生労働大臣賞等を交付する。また、ポータルサイトを開設し、表彰企業や他の優良な取組事例についての周知・横展開を図るとともに、雇用管理改善に関する調査データや助成金等の情報を提供することにより、事業主による「魅力ある職場づくり」の取組を推進し、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p> | |
| (25) | 地域活性化雇用創造プロジェクト (平成28年度) | - | 30.3億円 (P) | 51.2億円 | — | <p>①地域活性化雇用創造プロジェクト 都道府県が提案する事業構想の中から、コンテスト方式により、産業政策と一体となった安定的な正社員雇用の創造効果が高い取組を選定し、選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、企業、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。 ②地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業 地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する企業が、正社員としての雇用を増加させることを誓約して融資を受ける場合に、金融機関に当該融資に係る利子補給を行うことにより、低利融資を可能とする。 地域活性化雇用創造プロジェクト等により、都道府県等において、雇用創造効果が高い事業を支援することで、安定的な正社員雇用の創出が見込まれ、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。</p> | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------------|-------------------|----------------|------------|-------------|--|-------------------|
| (26) | 福島避難者帰還等就職支援事業 (平成25年度) | 4.7億円 (4.1億円) | 4.3億円 (P) | 4.0億円 | — | <p>福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第78条及び第87条及び88条の規定により、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者(その避難している地域に住所を移転した者を含む。)の帰還・就職を支援するとともに、再び居住する者の雇用の安定を図るための事業。</p> <p>①福島雇用促進支援事業 避難解除区域に帰還する労働者の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組(計画)を国が選定し、当該協議会に対して計画に基づく事業の委託を行う。</p> <p>②福島雇用創出総合支援事業 福島労働局に就職支援コーディネーター(福島雇用創出総合支援分)を配置し、福島雇用促進支援事業、実践型地域雇用創出事業、雇用創出基金事業、各種助成金など各種雇用支援ツールについて、市町村の実情に応じた活用方法を提案するとともに、効果的・効率的な運用方法をアドバイスするなど、福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援する。</p> <p>③福島帰還希望者就職支援事業 福島県へ帰還して就職することを希望する者に対する支援を重点的に実施するため、地方就職支援コーナーに専門の相談員を配置するほか、避難者が多い県(新潟、山形、埼玉)について窓口を設けることにより、きめ細やかな支援を行う。また、福島県の企業を集めた大都市圏等での合同就職面接会を実施する。</p> <p>④福島県内避難先のハローワークに職業相談員を配置し、福島県内に避難している求職者及び避難元の求職者にきめ細かな職業相談・職業紹介を実施・マザーズコーナーの運営体制を充実させ、子育て中の求職者個々の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施</p> | |
| (27) | 生涯現役起業支援助成金 (平成28年度) | — | 8.7億円 (P) | 3.5億円 | — | <p>中高年齢者が、起業(いわゆるベンチャー企業の創業)する際に必要となる、募集・採用や教育訓練の経費の一部を助成する。</p> <p>年齢に関わりなく働ける生涯現役社会の実現を推進するために、既存の企業による雇用の拡大だけでなく、起業によって中高年齢者等の雇用機会を創出することを目的とする。</p> | |
| (28) | 人事評価改善等助成金 (平成29年度) | — | — | 39.1億円 | — | <p>生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上、賃金アップ及び離職率の低下を実現した場合に支給する。</p> <p>【制度整備助成】 ・生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備した場合支給(50万円) 【目標達成助成】 ・生産性向上・賃金アップ・従業員の離職率低下を達成した場合に支給する(80万円)</p> | |
| (29) | キャリア形成促進助成金 (平成13年度) | 271億円 (97億円) | 207億円 (集計中) | 206億円 | — | <p>労働者に対する計画的な職業訓練等の実施、人材育成制度を導入し雇用保険被保険者に適用した事業主に対して、訓練等に要した経費や、訓練中の賃金の一部等を助成することで、雇用保険被保険者の職業能力の開発及び向上を促進する。</p> | |
| (30) | 企業内人材育成推進助成金 (平成27年度) | 30.9億円 (3.5億円) | 7.4億円 (集計中) | 61.4億円 | — | <p>事業主が、教育訓練・職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度又は技能検定合格報奨金制度を新たに導入し、その制度を雇用する労働者に適用した場合に一定額を助成する。</p> | |
| 施策の予算額・執行額 | | 区分 | | 28年度 | 29年度 | 30年度要求額 | 政策評価実施予定時期(評価予定表) |
| | | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | 94,806,518 | 101,435,196 | | |
| | | | 補正予算(b) | 3,033,777 | | | |
| | | | 繰越し等(c) | 0 | P | | |
| | | | 合計(d=a+b+c) | 97,840,295 | P | | |
| | | 執行額(千円、e) | | P | | | |
| 執行率(%、e/d) | | P | | | | | |
| 関連税制 | | | | | | | |
| 施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 施政方針演説等の名称 | | | 年月日 | 関係部分(概要・記載箇所) | |
| | | | | | | | |

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

【別紙1-1】

(厚生労働省29(V-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|-------------------|--------------------|---|--|---|--------------------|---------------------------------|--|--|
| <p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p> | <p>技能継承・振興のための施策を推進すること(施策目標 V-3-1) 基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標3「現場力」の強化と技能継承・振興を推進すること 本施策は、技能継承・振興のための施策を推進するために実施している。</p> | | | | <p>担当 部署名</p> | <p>職業能力開発局</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>能力評価課長 富田 望</p> | | | |
| <p>施策の概要</p> | <p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づく第10次職業能力開発基本計画(計画期間:平成28年度~32年度)において、「建設業・製造業等において技能をもつ労働者の不足が問題となり、若年者を中心とした「技能離れ」が我が国の将来に深刻な影響を及ぼすことが危惧される。このため、技能の重要性や必要性を国民一人一人に理解してもらい、技能尊重気運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成を図っていくことが必要である。」とされている。 これを踏まえ、 ①「ものづくりマイスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 ②卓越した技能者の表彰や技能五輪国際大会等の技能競技大会の実施を通じた、学校段階も含む若年者に対する「技能」の重要性・魅力の発信の推進 などの施策を実施している。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>施策実現のための背景・課題</p> | <p>1</p> | <p>少子高齢化の進展や若者の技能離れにより、我が国の競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。</p> | | | | | | | | | |
| <p>各課題に対応した達成目標</p> | <p>達成目標/課題との対応関係</p> | | | | | <p>達成目標の設定理由</p> | | | | | |
| | <p>目標1 (課題1)</p> | <p>技能継承・振興の取組の推進</p> | | | | <p>優れた技能を継承・発展させるためには、企業や地域等の技能継承・振興への取組の促進や、「技能」の重要性・魅力の発信などの技能継承・振興の取組を推進し、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備する必要がある。</p> | | | | | |
| <p>達成目標1について</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p> | <p>基準値</p> | <p>基準年度</p> | <p>目標値</p> | <p>目標年度</p> | <p>年度ごとの目標値</p> | | | | | <p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> | |
| | | | | | <p>年度ごとの実績値</p> | | | | | | |
| | <p>① ものづくりマイスターの活用を契機として、技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用した企業又は業界団体の割合(アウトカム)</p> | <p>集計中</p> | <p>平成28年度</p> | <p>80%</p> | <p>平成29年度</p> | <p>80%</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>ものづくりマイスター制度は、ものづくりに関して優れた技能、豊かな経験を有するなどの条件を満たす者を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、企業、業界団体、教育訓練機関等に派遣し、若者への指導や後継者となる技能者の育成、若者の意識啓発等を行う事業であることから、ものづくりマイスターを活用した機関が活用後も職業能力開発に取り組み契機となったかを指標として選定し、前年度の実績も踏まえ80%を目標値として設定した。</p> |
| | <p>2 技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合(アウトカム)</p> | <p>集計中</p> | <p>平成28年度</p> | <p>85%</p> | <p>平成29年度</p> | <p>85%</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>本施策が企業の将来を担う若年者における優れた技能に対する関心を維持・拡大し、技能の素晴らしさ、重要性をより深く浸透させることができているか把握するため、技能五輪全国大会の若年来場者のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合(大会の来場者に対して調査を実施)を指標として選定し、過去の実績も踏まえ85%を目標値として設定した。</p> |
| <p>3 3級技能検定(ものづくり職種)の受検者数(アウトプット)</p> | <p>集計中</p> | <p>平成28年度</p> | <p>前年度実績以上</p> | <p>平成29年度</p> | <p>前年度実績以上</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>集計中</p> | <p>3級技能検定は、主に学生等の若年者を受検対象としており、3級技能検定、特にものづくり職種の受検者数により、地域による若年者に対する技能継承が効果的・効率的に行われているか把握できるため指標として選定し、その数を前年度より向上させることを目標値として設定した。</p> | |
| <p>達成手段1</p> | <p>補正後予算額(執行額) 27年度</p> | <p>28年度</p> | <p>29年度当初予算額</p> | <p>関連する指標番号</p> | <p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p> | | | | | <p>平成29年行政事業レビュー事業番号</p> | |
| <p>(1)</p> | <p>41億円(38億円)</p> | <p>41億円(P)</p> | <p>44億円</p> | <p>1,2,3</p> | <p>①「ものづくりマイスター」による技能伝承、地域における技能振興の取組、若者のものづくり分野への積極的な誘導の推進 ②卓越した技能者の表彰や技能五輪国際大会等の技能競技大会の実施を通じた、学校段階も含む若年者に対する「技能」の重要性・魅力の発信の推進などの事業を実施している。 これらの事業を通して若年者が進んで技能者を目指す環境を整備することで、優れた技能の継承・発展に寄与する。</p> | | | | | | |
| <p>施策の予算額・執行額</p> | <p>区分</p> | | <p>28年度</p> | | <p>29年度</p> | | <p>30年度要求額</p> | | <p>政策評価実施予定時期(評価予定表)</p> | <p>平成30年度</p> | |
| | <p>予算の状況(千円)</p> | <p>当初予算(a)</p> | <p>4,096,487</p> | | <p>4,388,081</p> | | | | | | |
| | | <p>補正予算(b)</p> | <p>—</p> | | | | | | | | |
| | | <p>繰越し等(c)</p> | <p>—</p> | | | | | | | | |
| | | <p>合計(d=a+b+c)</p> | <p>4,096,487</p> | | <p>4,388,081</p> | | | | | | |
| | <p>執行額(千円、e)</p> | | | | | | | | | | |
| <p>執行率(%, e/d)</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連税制</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関係する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> | <p>施政方針演説等の名称</p> | | | | <p>年月日</p> | | <p>関係部分(概要・記載箇所)</p> | | | | |
| | <p>日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-</p> | | | | <p>平成28年6月2日</p> | | <p>「生産性の高いものづくり分野の人材育成のため、……技能五輪国際大会の日本への誘致に向けた具体的な方策を検討し、来年度年末までに結論を得る。」</p> | | | | |

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(VI-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------------|--|-------------------|--|-------------------------------|--|------|------|-------------------|--|
| 施策目標名(政策体系上の位置付け) 保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること(施策目標VI-2-1) 基本目標VI:男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること | | 担当 部署名 | 雇用均等・児童家庭局保育課 | 作成責任者名 | 雇用均等・児童家庭局保育課長 巽 慎一 | | | | | |
| 施策の概要 | | 本施策は、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質・量の充実等を図ることなどが挙げられており、それらを着実に推進するために実施している。 | | | | | | | | |
| 施策実現のための背景・課題 | | 1 都市部を中心に待機児童が多く発生しており、保育の受け皿整備が課題となっている 2 残業や夜勤といった通常行われている保育では対応しきれない保育需要への対応が課題となっている | | | | | | | | |
| 各課題に対応した達成目標 | | 達成目標/課題との対応関係 | | 達成目標の設定理由 | | | | | | |
| 目標1 (課題1) 待機児童解消に向けた保育園等の整備の推進 | | 目標2 (課題2) 多様な就労形態に応じた保育サービスの推進 | | 待機児童を解消するためには、保育園等の保育の受け皿を整備する必要があるため。 保護者の多様な就労形態・就労時間に対応するため、多様な保育を推進する必要があるため。 | | | | | | |
| 達成目標1について | | | | | | | | | | |
| 測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標 | | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | 基準年度 | 目標年度 | 29年度 | 30年度 | | 31年度 | 32年度 | 33年度 | |
| ① | 平日昼間の保育サービス (認可保育所等の定員)(アウトカム) | 234万人 | 平成26年度 277万人 | 平成29年度 | 277万人 | - | - | - | - | 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質・量の充実等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、本施策目標と内容が一致するため、同大綱に基づき数値目標を設定している。(なお、女性の就業が進んでいることや保育の利用申込が増加していることを踏まえ、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の整備目標を50万人としており、目標値を少子化社会対策大綱より10万人上積みしている。) |
| (参考)指標 | | | | | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | |
| 達成手段1 | | 補正後予算額(執行額) | 29年度 当初 予算額 | 関連する 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | | | | 平成29年行政事業レビュー事業番号 | |
| (1) | 保育サービスの推進に必要な経費 (平成20年度) | 30百万円 (22百万円) | 27百万円 (-) | 26百万円 | 1 | 保育サービスの推進を図るための企画及び立案並びに普及啓発を行う。 | | | | ※現時点では空欄 |
| (2) | 保育所等整備交付金 (平成27年度) | 68,357百万円 (23,773百万円) | 137,972百万円 (-) | 56,403百万円 | 1 | 市町村整備計画に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を交付する。 | | | | ※現時点では空欄 |
| (3) | 保育対策総合支援事業費 (平成27年度) | 99,940百万円 (14,253百万円) | 112,837百万円 (-) | 39,483百万円 | 1 | 「待機児童解消加速化プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保対策等の実施に必要な経費の一部を補助する。 | | | | ※現時点では空欄 |

| 達成目標2について | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------|---|-------------|-------------------|--------------|--|------------|---|------|-----------------------|--|--|
| 測定指標(アウトカム、アウトプット) | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
| | | | | | | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | | |
| ② | 延長保育等の保育サービス(利用児童数) (アウトカム) | 81万人 | 平成25年度 | 101万人 | 平成31年度 | - | - | 101万人 | - | - | 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質・量の充実等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、その中に、延長保育について施策に関する数値目標が掲げられている。このため、同大綱に基づき数値目標を設定している。 | |
| 3 | 病児・病後児保育(利用児童数) (アウトカム) | 延べ57万人 | 平成26年度 | 延べ150万人 | 平成31年度 | - | - | 延べ150万人 | - | - | 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)において、待機児童の解消や保育の質・量の充実等を図ることなどが施策の内容として挙げられており、その中に、病児保育について施策に関する数値目標が掲げられている。このため、同大綱に基づき数値目標を設定している。 | |
| (参考)指標 | | | | | | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | | |
| 達成手段2 | | 補正後予算額(執行額) 27年度 : 28年度 | | 29年度 当初 予算額 | 関連する 指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | | | | | 平成29年行政事業レビュー事業番号 | |
| - | | | | | | | | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | | 区分 | | | 28年度 | 29年度 | 30年度要求額 | | | 政策評価実施予定 時期(評価予定表) | 平成30年度 | |
| | | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | | | 92,409,867 | 95,913,069 | - | | | | |
| | | | 補正予算(b) | | | 54,401,280 | - | | | | | |
| | | | 繰越し等(c) | | | 129,345,700 | - | | | | | |
| | | | 合計(d=a+b+c) | | | 276,156,847 | 95,913,069 | - | | | | |
| | | 執行額(千円、e) | | | 集計中 | | | | | | | |
| 執行率(%、e/d) | | | 集計中 | | | | | | | | | |
| 関連税制 | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | 施政方針演説等の名称 | | | | 年月日 | | 関係部分(概要・記載箇所) | | | | |
| | | ①「子ども・子育てビジョン」 ②待機児童解消加速化プラン ③経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(閣議決定) ④日本再興戦略-JAPAN is BACK-(閣議決定) ⑤「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- ⑥「日本再興戦略」改訂2015-未来への投資・生産性革命- ⑦「少子化社会対策大綱」(閣議決定) ⑧「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」 ⑨「ニッポン一億総活躍プラン」 ⑩未来への投資を実現する経済対策 | | | | ①平成22年10月29日 ②平成25年4月19日 ③平成25年6月14日 ④平成25年6月14日 ⑤平成26年6月24日 ⑥平成27年6月30日 ⑦平成27年3月20日 ⑧平成27年11月26日 ⑨平成28年6月2日 ⑩平成28年8月2日 | | ①2.(5)誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように、3.(9)多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ ②6.女性が輝く日本(待機児童解消加速化プラン) ③第3章3.(1)②待機児童解消 ④1.2.④女性の活躍促進 ⑤Ⅲ(1)子育て支援施策を一層充実させる、Ⅲ(3)多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する ⑥Ⅱ2.出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実 ⑦3(1)保育人材確保のための総合的な対策 ⑧第2章1(1)子育て・介護の環境整備 | | | | |